

## 鹿児島県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱（平成21年要綱。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合のホームページ（以下「広域連合ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域連合ホームページ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 広域連合ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 広域連合ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告主の責務)

第4条 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとする。

### (掲載画像の基準)

第5条 広告に用いる画像は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 広域連合ホームページを閲覧する者（以下「閲覧者」という。）の目への負担が大きくなるものではないものであること。
- (2) 光感受性発作を誘発させないものであること。
- (3) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮したものであること。
- (4) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたものであること。

(禁止表現)

第6条 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン又はボタンのように見えるもの
- (2) アラートマーク等OSが閲覧者に対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
- (3) ラジオボタン又はラジオボタンのように見えるもの
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) 広告の内容とリンク先の内容に関連性がないもの

(広域連合ホームページとの区別)

第7条 閲覧者が広域連合ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 広域連合ホームページと類似の色調を使用するもの
- (2) 「高齢者の生活ガイド」「保健相談」など、行政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が広域連合の事業であると錯誤しやすいもの

(広告の規格)

第8条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦72ピクセル×横242ピクセル
形式	JPEG、GIF又はPNG (アニメーション不可)
データ容量	20KB以下

(広告の掲載ページ、掲載位置及び枠数)

第9条 広告を掲載するページ、広告の掲載位置及び枠数は、広域連合長が指定する。

(広告の掲載期間)

第10条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

ただし、連続する掲載期間は、各年度最大12月とする。

2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が鹿児島県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）に定める休日に当たる場合は、広域連合長が別に定める。

（広告掲載希望者の募集）

第11条 広告掲載希望者の募集は、広域連合ホームページ等で行う。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第12条 広告掲載希望者は、広域連合ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。次条において「申込書」という。）に広告案その他申込みに必要な書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第13条 前条に規定する申込書の提出があった場合、広域連合長は掲載の可否を決定し、広域連合ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

2 前項の決定に当たっては、広域連合長が別に定める基準に従い審査し、掲載可能な広告の中で申込みの掲載期間が長いものから優先して決定する。ただし、広告枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第14条 広告主は、広告原稿を広域連合長が指定する期日までに、広域連合長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 掲載する広告は、広告内容等が第三者の権利を侵害しないもの及び広告内容等に関する財産権の全てについて権利処理が完了しているものでなければならない。

(広告掲載料)

第15条 広告掲載料は、1枠につき月額6,000円(消費税込)とする。

2 広告主は、広告掲載料を広域連合長が指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第16条 広域連合長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が、法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めるものとする。

2 広告主は、広告、広告のリンク先又は広告のリンク先の内容を変更する場合は、変更の1週間前までに、広域連合ホームページ広告掲載内容変更申出書(様式第3号)にその他必要な書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第17条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 前条に規定する広告内容等の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が、法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触している場合で、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合ホームページへの広告掲載が適切でないと広域連合長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、広域連合ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により広域

連合長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第19条 広告主の責に帰さない理由により、広域連合が広告を掲載できない場合は、掲載できない日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できない日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広域連合長は、前条本文の規定による延長ができない場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載料を30で除した額に、広告を広域連合ホームページに掲載できない日数を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(損害賠償等)

第21条 掲載された広告により、第三者から損害賠償の訴えがある場合は、広告主の責任及び負担において対処するものとする。

- 2 この要領による広告掲載に関する訴訟の提起等は、広域連合の所在を管轄する裁判所において行うものとする。

(疑義等への対応)

第22条 この要領に対する疑義又はこの要領に定めのない事項については、別途協議を行うものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、広域連合ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月19日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

年 月 日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

印

### 広域連合ホームページ広告掲載申込書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合ホームページに広告を掲載したいので、鹿児島県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載要領第12条の規定により、下記のとおり申し込みます。

#### 記

業 種			
ホームページのURL			
連絡先	部 署		
	担当者職氏名		
	連絡先	TEL	FAX
	e-mail		
掲載希望期間		年 月～ 年 月( か月)	
添 付 書 類		1 広告（案） 広告の原稿又は作成予定の画像の案を添付すること。 2 掲載希望者の業種及び業務内容がわかる書類	

様式第2号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

殿

鹿児島県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

### 広域連合ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けの広告掲載申込みについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	掲載する
	掲載しない (理由)
掲載決定期間	年 月 ~ 年 月 ( か月 )
原稿提出期限	年 月 日
広告掲載料	金 6,000円 納期限 年 月 日
備考	

備考欄には、広告掲載に当たり広告主が遵守すべき事項を記載する。

様式第3号（第16条関係）

年 月 日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

印

### 広域連合ホームページ広告掲載内容変更申出書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載している広告等について、内容の変更を行いたいことから、鹿児島県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載要領第16条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

#### 記

変更開始希望日	年 月 日
変更理由	
変更内容	広告の変更 広告の原稿又は作成予定の画像の案を添付すること。  広告のリンク先のURLの変更 (http:// )  広告のリンク先の内容の変更 軽微な変更は除く。 変更箇所が特定できる書類を添付すること。